

家庭教育応援企業推進活動 相双域内 家庭教育応援企業募集要項

福島県教育庁相双教育事務所

1 家庭教育応援企業推進活動とは

従業員の皆さんが安心して子育て出来るように、様々な取組をされている企業様に「家庭教育応援企業」として登録いただき、社会全体で家庭教育を推進しようとする事業です。

登録いただいた企業様には認証書交付するとともに、家庭教育に関する資料の提供や、家庭教育推進上のアドバイス、研修を実施する際の講師の紹介等をさせていただきます。

2 「安心して子育て出来るための様々な取組」とは

(1) 職場の家庭教育推進
① 従業員に事務所から送付された家庭教育に関する資料等を配付している。 ② 従業員に家庭教育に関する学習会等開催している。 ③ 従業員に「家族の日（11月の第3日曜日）」「家庭の日（毎月第3日曜日）」を啓発し、家族の団らんの日として、職場の行事等の実施を控えるように努めている。
(2) 生活習慣を向上させる取組
① 従業員の家庭において、子どもが早寝早起きし、親子で朝ごはんをとれるよう働きかけている。 ② 従業員の家庭において、子どもが早寝早起きし、親子で運動などを行うよう働きかけている。
(3) 学校行事への参加促進
① 従業員が参観日等の学校行事に参加することができるように働きかけている。 ② 従業員が休暇を取りやすい職場の雰囲気づくりに努めている。
(4) 職場見学・体験の実施、学校との協働活動
① 従業員の子どもに、親が働く姿を見せたり、親の仕事を体験させたりしている。 ② 地域の子どもたちに、従業員が働く姿を見せたり、仕事を体験させたりしている。
(5) 学校との協働活動
① 学校の環境整備に参加している。 ② 学校に出向き、子どもたちの学習に協力する。 ③ 地域の子どもたちの放課後の居場所づくりや体験学習に協力する。
(6) 地域行事への協力・支援
① 従業員が親子で参加できる行事やレクリエーションを実施している。 ② 地域の親子が参加出来る行事やレクリエーションを実施している。 ③ 企業等が取り組む社会貢献活動に従業員が家族ぐるみで参加している。 ④ 子どもが参加する地域の行事等に、企業等の施設を活動場所として提供している。 ⑤ 子どもが参加する地域の行事等に、従業員を指導者又は運営者等として派遣している。
(7) その他

※ 上記のような取組を1つ以上している企業、またはこれからしようとしている企業様に登録をお願いします。

3 申し込みについて

登録を希望する企業様は申込書に必要事項を記入し、FAXまたはE-mailでお申し込みください。

4 登録後の取組

(1) 家庭教育応援企業では

- ① 申し込み書の内容に即して、従業員の皆さんが安心して子育て出来るための取組を推進願います。
- ② 家庭の教育を支援するための具体的な取組を実施された際は、「家庭教育応援企業等推進活動報告書」(様式3)をE-mailまたはFAXで提出願います。報告書は事務所のHPに掲載し、紹介させていただきます。

(2) 教育事務所では

- ① 申込書の内容を確認後、認証書を交付します。
- ② 家庭教育に関する資料や研修会の案内などをメールで送付します。
- ③ 従業員を対象に家庭教育に関する学習会などを開催する際、講師について相談があれば御紹介します。
- ④ 福島県教育庁「社会教育課」と「相双教育事務所」のHPに登録した企業名を掲載します。

5 その他

- (1) 家庭教育応援企業への登録は、申し出がなければ次の年度も継続とさせていただきます。
- (2) 担当者や受信アドレスが変更になった場合は、相双教育事務所まで御連絡ください。
- (3) 登録を取り消す場合は、相双教育事務所まで御連絡ください。

<問い合わせ・申し込み先>

〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30番地

TEL 0244-26-1315 FAX 0244-26-1318

(担当 福島県教育庁相双教育事務所 総務社会教育課 主任社会教育主事 角田 健太郎

mail: tsunoda_kentarou_01@pref.fukushima.lg.jp)